



担当	千葉労働局雇用均等室
	室長 松原 亜矢子
	室長補佐 荒井 直子
	厚生労働事務官 阿部 恵美子
電話	043-221-2307

## 日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング 株式会社 が認定されました！

### — 次世代法に基づく千葉労働局長による認定 —

千葉労働局（局長 千葉 秀木）では、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定事業主として、平成22年3月30日に**日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング株式会社**を認定しました。これにより、千葉県内の認定事業主は合計17社となりました（資料2参照）。

平成17年4月に施行された次世代法では、一定の要件を満たす場合、事業主は、都道府県労働局長に申請し、認定を受けることができますこととなっています（資料4参照）。

認定を受けた事業主は、**次世代認定マーク 愛称「くるみん」**を広告や商品、求人広告などにつけることができ、これにより「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」であることがアピールされます。

○ 新たに認定された企業名〔所在地〕 （認定日及び名称順）

・ **日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング 株式会社**  
〔千葉市〕



次世代認定マーク（愛称くるみん）

（マークの色：ピンク又は黒）

（注）企業名等は企業の了解を得て掲載しています。

- （添付資料）
- 1 認定企業の取組事例
  - 2 千葉県内の認定企業名一覧（平成22年4月8日現在）
  - 3 千葉労働局における「一般事業主行動計画策定届」の届出状況等
  - 4 次世代育成支援対策推進法に基づく「認定」について
  - 5 [「一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう！！」](#)（パンフレット）

※ 認定企業名一覧については、[千葉労働局ホームページ](#)に掲載しており、今後、随時更新していく予定です。

※ 各都道府県の認定企業名については、[厚生労働省のホームページ](#)に掲載されています。

## 認定企業の取組事例

### ○ 日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング 株式会社（代表取締役社長 西川 喬）

1 計画期間 平成19年11月1日～平成22年1月31日

#### 2 行動計画の目標と達成状況

（目標1）短時間勤務制度の導入（シニア・エキスパート社員を除く）

→平成21年1月 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象に、最大1日3時間まで勤務時間を短縮する制度を導入

（目標2）出産・育児関連制度の周知

→平成20年5月 千葉県「社員いきいき！元気な会社宣言（※）」に登録  
※仕事と子育ての両立を支援する会社を千葉県が公表する制度

平成21年3月「出産・育児関連制度早分かりガイド」を作成、社内電子掲示板に掲示し、全従業員に周知・広報

#### 3 育児休業取得状況（認定基準5・6）

- ・男性の育児休業取得者 1名
- ・女性の育児休業取得率 100%

## 千葉県内の認定企業名一覧（平成22年4月8日現在）

	総数(実数)	うち常時雇用する労働者が 300人以下の企業数
認定申請企業数	17社	4社
認定決定企業数	17社	4社
公表企業数	17社	4社

注) みずほインベスターズビジネスサービス株式会社は2007年と2010年の2回認定を受けているため、下記事業主の合計は18社となっています。

## ●2010年認定事業主

企業名	所在地	規模
株式会社ミリアルリゾートホテルズ	浦安市	
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区	
みずほインベスターズビジネスサービス株式会社	船橋市	※
日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング株式会社	千葉市美浜区	※

## ●2009年認定事業主

企業名	所在地	規模
株式会社千葉銀行	千葉市中央区	
キッコーマン株式会社	野田市	
キッコーマン食品株式会社	野田市	
キッコーマン飲料株式会社	野田市	※
キッコーマンビジネスサービス株式会社	野田市	※
シャープシステムプロダクト株式会社	千葉市美浜区	

## ●2007年認定事業主

企業名	所在地	規模
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区	
シャープドキュメントシステム株式会社	千葉市美浜区	
ヒゲタ醤油株式会社	銚子市	
生活協同組合ちばコープ	千葉市若葉区	
みずほインベスターズビジネスサービス株式会社	船橋市	※
川崎マイクロエレクトロニクス株式会社	千葉市美浜区	
イオンモール株式会社	千葉市美浜区	
株式会社京葉銀行	千葉市中央区	

注)・企業名等は企業の実態を把握し掲載しています。

・規模欄に「※」のある企業は、中小企業（常時雇用する労働者300人以下）です。

## 千葉労働局における「一般事業主行動計画策定届」の届出状況等

千葉労働局雇用均等室

## 1 一般事業主行動計画届出状況（平成21年12月末現在）

## (1) 301人以上企業

届出企業数	317社
【301人以上企業数	320社】
届出率	99.1%

## (2) 101人以上300人以下企業

届出企業数	66社
【101人以上300人以下企業数	1,235社】
届出率	5.3%

## (3) 100人以下企業

届出企業数	279社
-------	------

## 2 届出企業のうち、認定申請予定ありとしている企業数（平成21年12月末現在）

## (1) 301人以上企業

企業数	51社
届出企業に占める割合	16.1%

## (2) 300人以下企業

企業数	61社
届出企業に占める割合	17.7%



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

※色はピンクまたは黒

## 3 認定状況（平成22年4月8日現在）

## (1) 301人以上企業

認定申請企業	13社、うち認定企業	13社
--------	------------	-----

## (2) 300人以下企業

認定申請企業	4社、うち認定企業	4社
--------	-----------	----

## 4 認定企業名（平成22年4月8日現在）

## &lt;2010年認定事業主&gt;

株式会社ミリアルリゾートホテルズ  
イオンリテール株式会社  
みずほインベスターズビジネスサービス株式会社  
日本アイ・ピー・エム システムズ・エンジニアリング 株式会社

## &lt;2009年認定事業主&gt;

株式会社千葉銀行  
キッコーマン株式会社  
キッコーマン食品株式会社  
キッコーマン飲料株式会社  
キッコーマンビジネスサービス株式会社  
シャープシステムプロダクト株式会社

## &lt;2007年認定事業主&gt;

株式会社千葉興業銀行  
シャープドキュメントシステム株式会社  
ヒゲタ醤油株式会社  
生活協同組合ちばコープ  
みずほインベスターズビジネスサービス株式会社  
川崎マイクロエレクトロニクス株式会社  
イオンモール株式会社  
株式会社京葉銀行

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「認定」について

### 1 「認定」とは？

次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という。)に基づき、一般事業主行動計画策定届を都道府県労働局に届け出て、下記認定基準を全て満たした事業主は、申請により「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として労働局長から認定される仕組みとなっています。

認定は行動計画を達成するごとに、何回でも受けることができます。

#### [認定基準]

認定を受けるためには、以下の9項目をすべて満たす必要があります。

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし、適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
4. 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した一般事業主行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間内に男性の育児休業取得者がいること。
6. 計画期間内の女性の育児休業取得率が70%以上であること。  
(※ 5, 6については常時雇用する労働者数が300人以下の企業等の場合、特例があります。)
7. 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
8. 次の①から③のいずれかを実施していること。
  - ①所定外労働の削減のための措置
  - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

### 2 認定を受けるメリット！

認定を受けると、右の次世代認定マーク(愛称:くるみん)を利用することができます。このマークはいわば、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」を表しているといえます。

このマークを求人広告、自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺などにつけて対外的にアピールすることで、**企業のイメージアップ、社内のモラルアップ**やそれに伴う生産性の向上、優秀な人材の確保などが期待できます。



次世代認定マーク

(マークの色:ピンク又は黒)

#### [マークを使用できるもの]

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ①商品又は役務              | ⑤インターネットを利用した方法 |
| ②商品、役務または一般事業主の広告    | により公衆の閲覧に供する情報  |
| ③商品又は役務の取引に用いる書類又は通信 | ⑥労働者の募集の用に供する広告 |
| ④一般事業主の営業所、事務所その他事業場 | 又は文書            |

### 3 次世代育成支援対策推進法とは？

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を国や地方公共団体・企業が一体となって進めるために制定された法律です。

この法律に基づき、常時301人以上の労働者を雇用する企業等は、「一般事業主行動計画」を策定し、策定した旨を都道府県労働局に届け出ることが義務となり、雇用する労働者が300人以下の企業等は努力義務となっています。

### 4 「一般事業主行動計画」とは？

企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などの取組を行うために、以下の3つの事項が含まれている計画のことを指します。

計 画 期 間	経済社会環境の変化や労働者のニーズ等も踏まえて策定するためには、1回の計画期間を2～5年間で設定することが望ましく、2005年4月1日～2015年3月31日までの10年間に集中的かつ計画的に取組むこととなっています。
目 標	関係法令で定められている最低基準を上回っており、現状から一歩でも二歩でも進んだものであれば、各企業で自由に決定できます。
目標達成のための 対策とその実施時期	目標達成のために、いつまでに、どのようなことに取組むかを具体的に記述するものです。

(問合わせ先等)

千葉労働局雇用均等室

TEL 043-221-2307

千葉労働局ホームページアドレス

<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>